

# 確 認 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

千葉県の産業廃棄物収集運搬業許可において「汚泥」の許可を、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可において「廃石綿等」の許可を有しており、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、「廃石綿等」として取り扱っていましたが、今後は石綿含有産業廃棄物を含む「汚泥」を取り扱うことがあることから、産業廃棄物収集運搬業許可証へ「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）」記載が必要となりましたので届出します。